

見 積 公 告

次のとおり見積合わせに付します。

令和7年10月30日

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 本間 健司

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件名及び数量等
「官用自動車 車検整備業務委託」
佐渡公共職業安定所 官用自動車車検（継続検査24か月点検）業務一式：1台
- (2) 調達件名の仕様等
別添「発注説明書」による。
- (3) 実施場所
別添「発注説明書」による。
- (4) 履行期限
別添「発注説明書」による。

2 見積りに参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
 - ア 予算決算及び会計令第70条関係
 - (ア) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
 - イ 予算決算及び会計令第71条関係
 - 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に対価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は

契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納が無いこと。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。

3 発注説明書の交付場所、見積書提出場所及び問合せ先

- (1) 発注説明書の交付場所及び問合せ先

〒950-8625

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館3階

新潟労働局総務部総務課会計第一係 本間

電話 025-288-3500

メールアドレス homma-yuuki@mhlw.go.jp

- (2) 発注説明書の交付期間

公示日から令和7年11月14日（金）17時00分まで。

なお、本件に係る説明会は開催しないものとし、参加希望者が、新潟労働局ホームページより「発注説明書」をダウンロードする方法により説明会の開催に代えるものとする。

4 見積書提出期限

令和7年11月14日（金）17時00分

5 提出書類

- (1) 見積書

「発注説明書」で示す一切の諸費用、消費税及び地方消費税を含めること。

- (2) 誓約書

- (3) 自己申告書

6 見積書の無効

本公告に示した上記2（1）～（4）に該当しない者の見積書は無効とする。

7 その他

- (1) 契約候補の選定方法

ア 見積書を提出期限内に提出し、発注説明書の要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積もりを行った者を契約候補とする。

イ 契約候補となるべき者が二人以上あるときは、くじ引きにより、決定するものとする。

- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 契約保証金

免除する。

- (4) 落札者及び落札金額は、公表しないこととする。

発 注 説 明 書

(佐渡公共職業安定所 官用自動車 車検整備業務委託)

1 車種・数量等

- (1) 三菱 eKワゴン 新潟580ち・402
(初年度登録：平成20年11月 型式DBA-H82W)
有効期間の満了する日：令和7年12月15日

2 仕様等

- (1) 点検種類
自動車の車検（継続検査24か月点検）整備一式
- (2) 自動車受渡場所
佐渡公共職業安定所 佐渡市両津夷269-8
- (3) 自動車受渡日
令和7年11月17日（月）から令和7年12月15日（月）までの間で発注者と実施日程を打合せの上、実施すること。
- (4) 受注者は、前記（2）の受渡し場所から官用自動車を引き取りした後、自動車整備工場（以下、「工場」という。）まで運搬し、車検整備一式の業務を行うこと。
また、車検整備実施後は、前記（2）の場所まで官用自動車を納車すること。
- (5) 点検整備一式を実施する工場は、陸運支局から許認可を受けた工場であること。
- (6) 「自動車点検基準」で定められている、法定24か月点検を実施すること。
- (7) 基本点検作業のほか、以下の消耗品等の交換を行うこと（品質は、エコノミークラス）。
①エンジンオイル及びエンジンオイルフィルター
②ワイパーブレードゴム（フロント、リア等）
③ブレーキフルード
④ロングライフクーラント
⑤ブレーキ（4輪）分解・清掃・給油、下回り洗浄
⑥エアコンフィルター
⑦発煙筒
- (8) 定期点検の結果、別途に修理及び交換等が必要な箇所（部品）が判明した場合には、別途、発注者と打合せすること。
- (9) 点検整備中の代車は不要であること。

3 履行期間

契約後、前記2（3）で示す期間で実施すること。

4 契約書の作成

否とする。

5 その他

- (1) 契約は総価契約とすること。

- (2) 見積書は、任意の様式（参加事業者の書式で可）で提出すること。

なお、宛名は「支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長」とし、代表者名を記入の上、提出すること。

- (3) 見積書の見積り金額は、消費税等込みの金額を記載すること。

- (4) 車検の検査代行手数料、法定費用（自賠責保険料及び自動車重量税）等の当該業務に付随する一切の費用を含めること。

- (5) 上記以外に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、決定すること。